

平成30年第21回教育委員会定例会

開会年月日	平成30年11月9日(金)
場 所	練馬区立豊玉第二中学校 多目的室
出席者	教育委員会 教育長 河 口 浩 同 委 員 高 柳 誠 同 委 員 坂 口 節 子 同 委 員 新 井 良 保 同 委 員 伊 神 泉

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (3) 平成30年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

①その他

i その他

4 視察

(1) 豊玉第二中学校における授業

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時45分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	堀 和 夫
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事（教育政策特命担当）	齋 藤 健 一
同 学校教育支援センター所長	清 水 優 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	太 田 喜 子
同 保育課長	三 浦 康 彰
同 保育計画調整課長	大 窪 達 也
同 青少年課長	加 藤 信 良
同 練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

教育長

ただいまから、平成30年第21回教育委員会定例会を開催する。

本日は豊玉第二中学校の多目的室をお借りし、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力いただき、感謝申し上げます。

また、本日は案件の最後に授業視察と午後1時35分から連携教室で生徒の皆様との意見交換会を予定している。進行については、各委員のご協力をお願いする。

では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、陳情11件、協議3件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕

教育長

初めに陳情案件である。陳情(11)の平成28年陳情第3号、就学援助の入学準備金3月支給など制度拡充に関する陳情については、本日、新たに資料が提出されている。それでは、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

何かご意見、ご質問等があればお出しいただきたいと思うが、いかがか。

坂口委員

資料1(3)の表についてだが、修学旅行、臨海学校、移動教室といった宿泊を伴う学習の費用については、こちらで賄っていると考えてよいのか。

学務課長

修学旅行、臨海学校等の経費についても、申請に基づき支給させていただいている。

坂口委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

3ページの就学援助費の推移をみると、25年度から29年度までの間に、少しずつ減っていることが分かる。何か理由があれば教えていただきたい。

学務課長

理由の1つとして、国内の景気が上向いてきていることがあると思う。生活保護基準は毎年変更されるものではないため、生活保護基準の1.2倍までの所得の方というのが減ってきているのではないかと考えている。

ただ、小学校では現在16.2%の方を支援している状況である。年々減少しているとはいえ、この割合が多いのか、少ないのかといった点については、一定の議論があろうかと思う。

教育長

中学校の場合は24.1%なので、およそ4人に1の方が受給している計算となり、かなり多くの方々が困窮していることが分かる。ただ、資料2ページの準要保護者認定基準を見ると、4人家族の場合は約509万円が目安となる。給与収入が500万円を超えるような方が本当に困窮しているのかどうか、税金の使い方として適切なのかという議論は出てくるだろうと思っている。

一方で、就学援助が教育格差の緩和につながっているという実態もある。必要な制度であることは間違いないが、制度のあり方については、常に注視していかなければならないと考えている。

新井委員

就学奨励費という制度もあったと思うが、就学援助とは別の制度なのだろうか。

学務課長

根拠となる法律が異なるので別の制度である。就学奨励費として、学用品、教材費、学校給食費などを支給しており、就学援助に準じた制度設計となっている。

教育振興部長

補足させていただく。練馬区においても特別支援学級就学奨励費という制度がある。例えば、固定学級の場合は拠点方式なので、ご自身の学校ではない学校に通っていたかなければならないということもある。そのため、就学奨励費として、先ほど学務課長が申し上げた費目と合わせて交通費を支給している。なお、就学奨励費については所得

制限を設けていない。

新井委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

この陳情については陳情項目が4点記載されているので、各項目に対する現時点での区のことを説明していただきたいと思う。それでは、学務課長より願います。

学務課長

4点の陳情項目について、現時点での考え方、状況等をご説明させていただく。

まず1点目、「入学準備金を入学前の3月に支給してください。」とある。先ほどご説明したとおり、中学校は平成29年度より支給しており、小学校についても先行自治体の事例を研究し、実施の可否について検討しているところである。ランドセル、体育着、上履きなど、小学校においても特定の時期に一定の経費がかかる点は同様であるため、支給する方向で現在検討している状況である。

2点目、「就学援助の認定基準は生活保護基準切り下げに連動せず、認定率を引き上げてください。」については、対応することは難しいのではないかと考えている。先ほど申し上げたように、練馬区では特別区長会の申し合わせを踏まえて1.2倍の認定率を堅持した経緯がある。また、生活保護基準は国で必要経費を算定しているものであり、仮に生活保護基準が大きく下がった場合、子どもが認定率を引き上げて支給すると、生活保護の分を就学援助費で補填するような形になってしまう。逆に生活保護基準が上がった場合にどのように対応するのかということも含めて考えなければならないが、この項目の実現は難しいと考えている。

3点目、「クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給を実施してください。」については、費目ごとに説明させていただく。

まず、クラブ活動費だが、小学校ではクラブ活動、中学校では部活動にかかる費用である。部活動については練馬区で一律に算定しており、部活動費は1,230円である。23区中12区が算定している。また、クラブ活動については、活動内容によって材料費がかかる場合もあると思うが、一概に負担が生じるものではないため、練馬区では算定していない。こちらは、23区中10区が算定している状況である。

つぎに、生徒会費についてである。練馬区では生徒会費を保護者から徴収しておらず、他区の状況を見ても、ホームページで確認する限り算定している区はない。生徒会は任意団体であるので、支給するのは難しいと思っている。

また、PTA会費は、保護者、教員から徴収しており、学校によって金額は異なる。23区の中では文教区だけが算定している。生徒会と同様にPTAの設置は任意であり、公的な団体でないということから、算定は難しいと考えている。

最後に4点目、「就学援助金の支給日を年度初めの早い時期にするようしてください。」という内容であるが、先ほどご説明したとおり、前年度の住民税額が6月に確定した後、

これを基に計算して7月に支給している。仮に4月、5月に支給する場合、前々年度の所得を参考に支給した後、確定額との差額を追加支給したり、返還を求めたりといった事務が想定される。結果として、区民の皆様にお手間をとらせてしまうことになるのではないかと考えている。

年度当初の負担としてはランドセルや制服等の購入が考えられるが、先ほど申し上げたように、入学準備金の前倒しによる対応を検討しているところである。また、年度当初にかかるその他の経費としては給食費が多いと思うが、こちらは、4月から7月までの4カ月分を1学期終了後にまとめて支給しており、入学準備金に比べると金額は少ない。早期支給によって、結果的に区民の皆様にお手間をとらせてしまう可能性があるということを検討すれば、現時点では喫緊の課題とは言えないのではないかと考えている。

教育長

陳情項目に即して、区の考え方を説明してもらった。区としても可能な限り努力しているが、実務的に難しい項目、考え方を受け入れがたい項目もあるということであった。私としては、本日、この陳情について結論を出すという考えはないので、自由にご意見をいただければと思っている。何かご質問、ご意見はあるか。

高柳委員

学務課長の説明は納得できるものであり、私自身も最初の陳情項目以外については、難しいのではないかという感想を持った。

教育長

ほかに何かご意見、ご質問はあるか。よろしいか。

それでは、この陳情については、本日の審議はここまでとし、次回以降へ継続とさせていただきますと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

その他の陳情案件、(1)から(10)までの10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これら10件の陳情については本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (3) 平成30年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。協議(3)平成30年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価については、本日、新たに資料が提出されている。資料の説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

今、所管課長より説明があったとおり、各委員は資料2-2「平成30年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価表(項目別)」の内容をご確認いただき、11月30日までに点検・評価表を作成していただくことになる。具体的には、各項目の評価数値、また、ご意見がある場合は特記事項にも記載をお願いしたい。

本日は、資料の内容についてのご質問、評価するために必要な資料、あるいは資料に加えてほしい情報などをお出しいただきたいと思っている。皆様よりいただいたご意見を踏まえ、次回の教育委員会定例会において、追加記載した資料、ご要望がある場合は新たな資料についても、あらためて提出させていただきたいと思う。

このような進め方でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

昨年度から若干様式を変更した部分はあるが、評価および特記事項の記載方法については基本的に同じである。昨年度の報告書や先日の教育委員会で報告された決算関連の資料等を参考にしながら、評価していただければありがたいと思っている。

何かご意見、ご質問はあるか。

新井委員

1ページ目の項目1、私立幼稚園に対する支援について、「障害児受入に関する幼稚園のスキルアップのため導入した、特別支援教育専門家の講師謝礼を積極的に活用してもらうため、特別支援教育専門家をリスト化した。」とある。このリストを資料としていただければありがたい。

学務課長

資料は後ほどお渡しするが、本日は概略を説明させていただく。

昨年の12月現在で、16名の専門家の方をリスト化している。いくつか例を挙げると、精神や言語の発達遅滞、自閉症などといった分野の、大学教授・准教授、専任講師や発達協会の方々である。各園においては、このリストを活用していただき、専門家の方に各園で講師をしていただくといった状況である。

新井委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

坂口委員

1ページでは、8地区に分かれて、幼稚園・保育所と小学校との懇談会を行っているところがあるが、この地区別とはどのような分け方なのか。また、どの程度の参加者数だったのだろうか。懇談会の内容についても教えていただきたい。

教育施策課長

懇談会については、区内を8つのエリアに分け、小学校で開催している。開催校の小学校に、公立の幼稚園・保育所の園長、副園長、主任などが集まり、校長先生や1年生担任との懇談、給食試食、授業・昼休み・帰りの会の見学などを行っている。なお、昨年度の参加者数は133人であった。

教育長

練馬区は広いので、小学校の学区を基本とし、便宜上8地区に分けて事業を実施しているということである。

坂口委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

2ページの「学力調査結果を踏まえた学力向上への取組」についてだが、すでに学力調査に関する報告はあったかと思うが、体力調査についても、ある程度の概要で結構なので、調査結果を報告していただきたい。

副参事

体力調査については、次回の教育委員会で速報値の資料を提出させていただく。

高柳委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

事務局も資料を作成するのは大変だと思うが、法律で決まっていることであり、我々としてはきちんと点検・評価に取り組まなければならない。

先ほども申し上げたとおり、各委員には評価と特記事項の記入を11月30日までに行っていただくことになる。評価する過程で疑問点、あるいは、他の資料が欲しいということが出てくるかもしれないので、その際は事務局に遠慮なく申し出いただきたい。場合によっては、所管課長から個別に回答させていただくこともあると思う。いずれにしても、様々な手段により、各委員がきちんと評価できる体制をとっていきたいと思う。

また、委員の皆様の評価をしていただいた後は、有識者の方に依頼してご意見をいただくという段取りになる。事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いする。

教育総務課長

各委員の評価のばらつき等を12月中に整理させていただいて、教育委員会としての評価を決定することになる。この際、有識者についても教育委員会の議案としてご提案させていただきたいと思う。その後、教育委員会で決定した報告書について、有識者のご意見、ご助言をいただき、それを反映させたものを教育委員会に提出し、最終的な決定をさせていただくという流れになる。

新井委員

教育長が先ほどおっしゃられたように、分からない点は個別に教えていただきたいと思うが、ここで1点確認をさせていただきたい。2ページの事業成果を見ると、練馬区の学力調査の結果は小・中学校ともに全国・東京都の平均を上回っているということである。大変喜ばしい結果だと思うが、この結果を受けての感想、今後の展望等についてお聞かせいただきたい。

教育長

練馬区の教員が授業改善も含めて取り組んだ成果であり、基本が着実に定着しているということだと思う。所管課長から課題について何かあるだろうか。

教育指導課長

中学校の数学についてだが、活用に関するB問題は東京都と同じポイントであった。その他の項目が東京都の平均を上回っていることを考えると、数学の活用に関する力をより高める必要があると思う。各学校にもこの課題は周知しており、それぞれの学校で課題解決に向けた取組を一層進められるよう、指導を継続していきたいと考えている。

新井委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、先ほど申し上げたとおり、各委員においては11月30日の期日に向けて、評価等を進められる部分については作成をお願いします。

その他の協議案件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

①その他

教育長

次に、教育長報告である。本日予定している報告案件はない。
事務局から、何かその他の報告はあるか。

事務局

特にない。

教育長

各委員から何かご意見等はあるか。よろしいか。

それでは、本日の定例会は4時間目の授業視察の終了をもって閉会とさせていただく。
よろしく願います。